



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

東海地区における 株主コミュニティ制度の活性化について (名古屋証券取引所との連携)

1. 本件取組みの概要



目的

株主コミュニティの課題である銘柄審査に対応しつつ、東海地域の優良企業を発掘し、株主コミュニティ銘柄として創出することにより、地域企業の発展、地方創生及び地域経済の活性化に資する。

具体的施策

- ◆ 審査機能・専門性を有する名古屋証券取引所に対して、株主コミュニティの審査の補助業務を委託する。
⇒ 名古屋証券取引所は、有価証券報告書や計算書類及び事業報告の内容に基づいて、当該銘柄の発行体の調査を行い、「調査結果レポート」の提供等を行うこととする。
- ◆ 委託元証券会社は、名古屋証券取引所が作成した「調査結果レポート」を補助資料として、発行者審査及び当該銘柄の取扱いの可否の判断を行う。
- ◆ 対象とする株主コミュニティ銘柄は、当面の間、有報提出会社や会社法監査受検会社に限定。

効果

- ◆ 名古屋証券取引所が、「発行会社の調査及び調査結果レポートの提供」という形で証券会社の発行会社の審査に関与することにより、地域優良企業の株主コミュニティへの参加が促進され、地域活性化に資することが可能となる。
- ◆ 地域の優良企業が株主コミュニティ銘柄となることで、当該企業、運営する地場証券会社及び名古屋証券取引所の三者がそれぞれの立場で地方創生・地域経済の活性化に寄与することが可能となる。

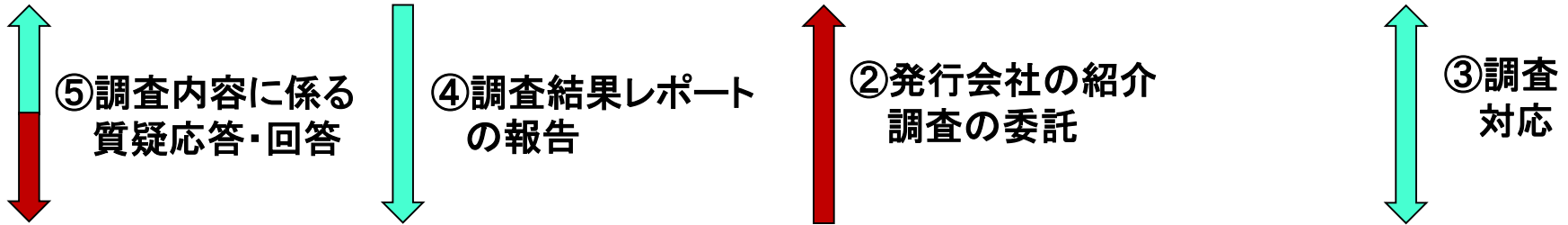
2. 運営会員と名証との連携スキーム

- 名証の対応
- 証券会社の対応



名古屋証券取引所

- ③ 有報や事業報告等をもとに、具体的な調査項目の調査・確認を行う。
- ④ 当該調査の結果をもとに作成した調査結果レポートを委託元の証券会社(運営会員)に報告する。



委託元証券会社(運営会員)

(証券会社による⑤審査等の概要)

- ・名証から報告された調査結果レポートを補助資料として審査を行う
 - ―― 調査内容等について、必要に応じて名証と質疑応答
 - ―― 調査レポート以外の項目については発行会社に確認等し、必要に応じて是正の依頼などを検討
 - ―― 投資判断に重要と思われる情報については、投資家への開示や説明を検討

- ① 株主コミュニティの組成の勧誘
- ⑤ 審査・発行会社との協議

発行会社

➡ **最終的な株主コミュニティの組成の可否の判断は、運営会員が行う**

<参考>名古屋証券取引所の上場審査項目と 株主コミュニティ銘柄の審査項目との比較



名古屋証券取引所の上場審査項目（実質基準）

- (1) 企業の継続性及び収益性
- (2) 企業経営の健全性
- (3) 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性
- (4) 企業内容等の開示の適正性
- (5) その他公益又は投資者保護の観点から名証が必要と認める事項

株主コミュニティ銘柄の審査項目

- (1) 発行者及びその行う事業の实在性
- (2) 発行者の財務状況
- (3) 発行者の法令遵守状況を含めた社会性
- (4) 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無

名古屋証券取引所の上場審査項目（形式基準）

- (1) 株主数（上場時見込み）
- (2) 流通株式（上場時見込み）又は公募等の実施
- (3) 上場時価総額（上場日見込み）
- (4) 事業継続年数
- (5) 純資産の額（上場日見込み）
- (6) 利益の額〈連結経常利益〉又は時価総額
- (7) 虚偽記載又は不適正意見等
- (8) 上場会社監査事務所による監査
- (9) 株式事務代行機関の設置
- (10) 単元株式数
- (11) 株式の譲渡制限
- (12) 指定振替機関における取扱い

株主コミュニティ銘柄の審査項目

- (5) 当該運営会員と発行者との利害関係の状況
- (6) 当該店頭有価証券に投資するに当たってのリスク